

平成二十二年十月二十二日受領
答 弁 第 四 九 号

内閣衆質一七六第四九号

平成二十二年十月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出今夏の猛暑による平成二十二年産米の品質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出今夏の猛暑による平成二十二年産米の品質に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年九月三十日現在の農産物検査結果（速報値）においては、平成二十二年産水稻うるち玄米の一等比率は、六十四・四パーセントとなっており、平成二十一年同期の平成二十一年産水稻うるち玄米の一等比率（八十三・〇パーセント）に比べ低下している。しかしながら、同日現在の平成二十二年産水稻うるち玄米の検査数量は、平成二十一年産水稻うるち玄米の検査数量の約四割にとどまっております。平成二十二年産米全体の品質は、現時点では明らかとはなっていない。平成二十一年産米の販売動向については、今後とも注視してまいりたい。

二について

平成二十一年産米及び平成二十二年産米については、市場メカニズムの下で、需要に応じて適切に販売されるべきものであると考えている。平成二十三年産米の生産数量目標については、需要に見合った生産となるよう、今後発表する予定の平成二十二年十月十五日現在の作柄概況等を踏まえ、具体的に検討してまいりたい。

なお、米戸別所得補償モデル事業の変動交付金については、平成二十三年一月までの米穀の取引価格を基に算定することとしている。

三について

戸別所得補償制度は、米穀の生産数量目標に即した生産を行う者に対してその所得を補償する制度である。なお、米穀の販売については、生産者等が、米穀の需給動向、経済情勢等を考慮して、自らの経営判断により行うことが基本であると考えている。